定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年三月十一日

千葉県柏市あけぼの二丁目八番二四号

株式会社大塚ビジネスサービス

代表取締役　淺野　文夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年三月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年三月十一日

東京都港区新橋二丁目八番一四号

太陽計器株式会社

代表取締役社長　石井　康二

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年三月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年三月十一日

兵庫県伊丹市北伊丹五丁目三番地

松谷化学工業株式会社

代表取締役　松谷英次郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年三月二十七日開催予定の定時株主総会において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款一部変更決議が承認可決されることを条件に、平成二十五年三月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年三月十一日

兵庫県神戸市灘区青谷町四丁目八番一〇号

株式会社アオイ

代表取締役　大島　崇

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十五年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年三月十一日

愛媛県四国中央市三島紙屋町五番一号

ダイオーペーパーテック株式会社

代表取締役　寺主　弘成

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年四月十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年三月十一日

大阪府堺市堺区錦綾町二丁五番一六号

株式会社梅田鉄工所

代表取締役　梅田　誠一

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十五年四月十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年三月十一日

大阪府堺市堺区新在家町西二丁二番二一号

池鉄工株式会社

代表取締役　池　竜太郎

限定承認公告

本籍青森県八戸市大字小中野町字新丁一一三番地の一一四、最後の住所青森県八戸市湊高台六丁目一三番六号

被相続人　亡　河原木義守

右被相続人は平成二十四年十二月二日死亡し、その相続人は平成二十五年二月二十八日青森家庭裁判所八戸支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十一日

青森県十和田市西一番町一七番六号二階

いずみ法律事務所

相続財産管理人河原木光雄

代理人弁護士　鈴木　陽大

限定承認公告

本籍神奈川県秦野市弥生町三番、最後の住所神奈川県秦野市弥生町三番二四号

被相続人　亡　櫻井　敬

右被相続人は平成二十四年十二月二日死亡し、その相続人は平成二十五年二月二十七日横浜家庭裁判所小田原支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十一日

神奈川県秦野市南が丘三丁目二番地五―五〇四

相続財産管理人　植村さゆり

限定承認公告

本籍三重県伊勢市宮後二丁目七六五番地四、最後の住所三重県度会郡玉城町上田辺七八七番地二

被相続人　亡　中川　將

右被相続人は推定平成二十四年十二月四日死亡し、その相続人は平成二十五年二月二十日津家庭裁判所伊勢支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十一日

三重県伊勢市古市町四九番地

限定承認者山下のぶ子

成年後見人　小田切重方

限定承認公告

本籍鹿児島県姶良郡湧水町稲葉崎三二一番地、最後の住所大阪府茨木市春日三丁目一五番三八―二〇三号　被相続人　亡　益田　隆一

右被相続人は平成二十四年十二月四日死亡し、その相続人は平成二十五年三月一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年三月十一日

大阪府茨木市春日三丁目一五番三八―二〇三号

相続財産管理人　益田　恵

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金十三億七千八百五十万円（但し、A号優先出資については金十三億七千八百五十万円、B号優先出資については金〇円）減少し、金十五億六千二百六十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/00000264/hfgv/

平成二十五年三月十一日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号

ケーエージー・セブン・インベストメント特定目的会社

代表取締役　粟国　正樹

正誤

ページ	段	行	誤	正
六上	一	八	命令の項中	命令の項中「卒業した者」の下に「（独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「大学評価・学位授与機構」という。）により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加え、
〃	二	二〇～二一	独立行政法人大学評価・学位授与機構	大学評価・学位授与機構

（原稿誤り）

平成二十五年一月九日（号外第四号）公布厚生労働省令第三号（労働災害防止団体法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

六ページ下段二二行目の次に次のように加える。

第五条の第一項第二号イの表労働衛生関係法令の項中「卒業した者」の下に「（機構により学士の学位を授与された者（当該学科を修めた者に限る。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加える。

平成二十五年一月九日（号外第四号）厚生労働省告示第一号（ボイラー及び第一種圧力容器の製造許可基準等の一部を改正する告示）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
一二上	一六～一七		合格した者であつて、厚生労働省労働基準局長が定める研修を修了したもの	合格した者

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月十一日付第四八号六四

ページ●同日付政府調達第四五号八〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）